

令和 8 年和光市議会 6 月定例会

提出議案の概要

和光市

報告第3号	予算繰越しの報告について（令和7年度埼玉県和光市水道事業会計）
担 当	企業経営課

【目的】

令和7年度埼玉県和光市水道事業会計のうち、建設改良費の水道庁舎改修事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により当該予算を令和8年度に繰り越すものとし、同条第3項の規定により報告します。

【内容】

水道庁舎改修事業に係る繰越しについては、次のとおりです。

内 訳	繰越額
水道庁舎改修工事監理業務委託	4,367,000円
水道庁舎改修工事	101,310,000円
合 計	105,677,000円

報告第4号	継続費通次繰越しの報告について（令和7年度埼玉県和光市水道事業会計）
担 当	企業経営課

【目的】

令和7年度埼玉県和光市水道事業会計のうち酒井浄水場高圧受電盤更新事業、南浄水場中央監視設備更新事業及び酒井浄水場配水池改修事業について、翌年度への通次繰越額が決定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

酒井浄水場高圧受電盤更新事業、南浄水場中央監視設備更新事業及び酒井浄水場配水池改修事業の継続費の年割額に係る予算残額について、以下のとおり通次繰越しをしました。

事業名	翌年度通次繰越額
酒井浄水場高圧受電盤更新事業	139,106,000円
南浄水場中央監視設備更新事業	225,720,000円
酒井浄水場配水池改修事業	141,130,000円

報告第5号	繰越明許費繰越しの報告について（令和7年度埼玉県和光市一般会計）
担当	財政課

【目的】

令和7年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第4号、第5号、第6号及び第7号）で計上した7事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の7事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額（円）
戸籍住民基本台帳業務 （社会保障・税番号制度システム改修業務委託）	4,389,000
物価高対応子育て応援手当支給 （物価高対応子育て応援手当支給事業）	6,598,060
デジタルクーポン給付 （デジタルクーポン給付業務委託）	280,000,000
道路補修 （市道475号線他排水補修事業）	9,000,000
道路整備 （市道68号線道路改良事業）	13,110,000
和光北インター東部地区土地区画整理組合活動支援 （和光市組合等社会資本整備総合交付金事業）	54,400,000
公園整備 （白子三丁目中央土地区画整理地区内公園整備事業）	22,100,000

報告第6号	繰越明許費繰越しの報告について（令和7年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計）
担 当	財政課

【目的】

令和7年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）で計上した2事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の2事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額（円）
駅北口土地区画整理推進（駅北） （区画道路築造整備事業）	52,360,000
駅北口土地区画整理推進（駅北） （建物移転等補償事業）	137,020,000

議案第31号	和光市固定資産評価員の選任について
担 当	職員課
和光市固定資産評価員の高橋和久氏の辞任に伴い、新たに徳倉義幸氏を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。	

議案第32号	和光市固定資産評価審査委員会委員の選任について
担当	職員課
和光市固定資産評価審査委員会委員の加山和義氏の任期が令和8年6月10日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。	

議案第33号	和光市固定資産評価審査委員会委員の選任について
担 当	職員課
和光市固定資産評価審査委員会委員の芝波田大樹氏の任期が令和8年6月10日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。	

議案第34号～ 議案第44号	和光市農業委員会委員の任命について
担 当	産業支援課

【目的】

和光市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となるため、以下11名の方々を委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間で
す。

【内容】

- 議案第34号につきましては、引き続き浪間兼三氏
- 議案第35号につきましては、新たに櫻井 徹氏
- 議案第36号につきましては、引き続き新坂篤司氏
- 議案第37号につきましては、引き続き本多 修氏
- 議案第38号につきましては、新たに田中一幸氏
- 議案第39号につきましては、引き続き小寺 淳一氏
- 議案第40号につきましては、新たに石田直樹氏
- 議案第41号につきましては、新たに上原正吉氏
- 議案第42号につきましては、新たに富岡豊和氏
- 議案第43号につきましては、引き続き富澤孝子氏
- 議案第44号につきましては、引き続き成田真理子氏

議案第45号	専決処分の承認を求めることについて（和光市税条例の一部を改正する条例）
担 当	課税課

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることにより、適用される関係条項を緊急に改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものです。

【内容】

1 改正の要点

(1) 軽自動車税環境性能割の廃止

米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって軽自動車税環境性能割を廃止する。

〔第8条、第9条、第69条、第69条の2、第69条の4、第69条の5、第69条の6、第69条の7、第69条の8、第69条の9、第70条、第71条、第72条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、附則第15条の3、附則第15条の4、附則第15条の5、附則第15条の6、附則第15条の7、附則第16条及び附則第16条の2関係〕

(2) その他の改正

地方税法等の法改正に併せて所要の規定を整備（条、項ずれの修正、文言の修正及び追加等）する。

【施行期日】

令和8年4月1日

議案第46号	専決処分の承認を求めることについて（和光市都市計画税条例の一部を改正する条例）
担 当	課税課

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることにより、適用される関係条項を緊急に改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

【内容】

1 改正の要点

地方税法の改正に併せて所要の規定を整備（項ずれの修正、文言の修正及び追加等）します。

【施行期日】

令和8年4月1日

議案第47号	専決処分を求めることについて（和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
担 当	保険年金課

【目的】

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）の施行に伴い、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分を行ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、その承認を求めるもの。

【内容】

1 賦課限度額の改正（第2条関係）

基礎課税額の賦課限度額を「66万円」から「67万円」に改め、子ども・子育て支援納付金課税額の賦課限度額に「3万円」を加える。（第2項及び第5項）

2 軽減判定所得の改正（第21条関係）

- (1) 5割軽減基準額の加算に係る額を「30万5千円」から「31万円」に、2割軽減基準額の加算に係る額を「56万円」から「57万円」に改める。（第1項）
- (2) 低所得者軽減の各区分及び産前産後保険税軽減に18歳以上被保険者均等割額を加える。（第1項及び第3項）
- (3) 世帯内に18歳未満被保険者がある場合における子ども・子育て支援納付金課税額の減額を加える。（第4項）

【施行期日】

令和8年4月1日

議案第48号	和光市議会議員及び和光市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	選挙管理委員会事務局

【目的】

公職選挙法の一部を改正する法律（令和7年法律第20号）及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、和光市議会議員及び和光市長の選挙におきましても、国政選挙に準じた公費負担の限度額を改正するもの。

【内容】

選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費の限度額の変更

1 選挙運動用ビラの作成

1枚当たりの単価を「7円73銭」から「8円38銭」に改める。

2 選挙運動用ポスターの作成

1枚当たりの単価を「405円98銭」から「586円88銭」に改める。

企画費を「237,187円」から「316,250円」に改める。

【施行期日】

公布の日から施行する。

議案第49号	和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	駅北口まちづくり事務所

【目的】

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業において、施行地区を工区に分けるため工区に含まれる地域の名称を定めるとともに、土地区画整理法施行令の改正に伴い、分割徴収又は分割交付する清算金に付す利子の利率を変更する必要があることから、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するもの。

【内容】

1 工区に含まれる地域の名称

第1工区	和光市新倉1丁目及び下新倉1丁目の各一部
第2工区	和光市新倉1丁目、下新倉1丁目及び下新倉2丁目の各一部

2 分割徴収又は分割交付する清算金に付す利子の利率

換地処分の公告があった日の翌日における法定利率とし、第1回の分割徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

【施行期日】

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の事業計画変更（第3回）の公告の日

議案第50号	市道路線の認定について
担 当	道路安全課

【目的】

市道5201号線、市道5202号線の認定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為により帰属された道路用地を、和光市道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。

【内容】

認定する市道路線

路 線 名	起 点	終 点	幅 員	延 長
市道5201号線	和光市南一丁目 5315番7地先	和光市南一丁目 5315番26地先	4.50m～ 6.65m	85.83m
市道5202号線	和光市南一丁目 5306番3地先	和光市南一丁目 5306番26地先	4.50m～ 6.63m	69.27m

【施行期日】

議会承認後、縦覧・告示を行います。